

佐賀県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

- (一) 佐賀都市計画道路 三・三・五号 佐賀大和線
 - (二) 佐賀都市計画道路 三・四・十六号 城内線
 - (三) 佐賀都市計画道路 三・五・百二号 久留米小城線
- 二 都市計画を定める土地の区域
- (一) 佐賀都市計画道路 三・三・五号 佐賀大和線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 佐賀市成章町及び多布施一丁目地内
 - (二) 佐賀都市計画道路 三・四・十六号 城内線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 佐賀市赤松町地内
 - (三) 佐賀都市計画道路 三・五・百二号 久留米小城線
 - ア 追加する部分 佐賀市大和町大字東山田字一本松、字一本松五及び字三本松十五地内
 - イ 削除する部分 佐賀市大和町大字東山田字二本松一及び字二本松地内